

東近江市内の障害福祉サービス事業所等で働くかたの 研修受講や資格取得にかかる費用を補助します！

～障害福祉サービス事業所等職員キャリアアップ支援事業補助金～

令和7年4月1日以降の研修受講や資格取得にかかる費用について、補助金を交付します。
ぜひ御活用ください。

補助対象者

- ①職員本人：補助対象研修修了時又は補助対象資格の登録証交付後において、市内に所在する障害福祉サービス事業所等に3月以上継続して勤務している職員
 - ②事業者：①の職員の研修・資格取得費用を負担した事業者
- ※①②ともに他の補助制度等により、類似の補助を受けていない場合に限りです。

補助の対象となる研修・資格、経費

各研修・資格取得において1人につき、
補助上限額は3万円です

研修	相談支援専門員に関する研修 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に関する研修 強度行動障害支援者に関する研修 介護職員初任者研修課程、介護福祉士実務者研修 障害者居宅介護従業者基礎研修課程 重度訪問介護従業者養成研修 行動援護従業者養成研修課程 同行援護従業者養成研修、障害者（児）移動支援従業者養成研修 高次脳機能障害支援養成研修 喀痰(かくたん)吸引等研修 ※その他、障害福祉サービスの質の向上及び利用者の支援のために受講される研修は御相談ください。	養成機関に支払った受講料 (教材費、実習費、補講料等を含む)
資格	社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士 公認心理師	資格試験実施機関等に支払った ・受験対策講座の受講料 (テキスト代、模擬試験等の費用を含む) ・試験受験手数料及び登録手数料

申請方法

必要書類を添付し、申請してください。

- ・申請書は本人申請用、事業者申請用があります。
- ・必要書類

	研修	資格
本人申請	研修終了証写、対象経費の領収証 申請書内の就労証明欄に、事業者の証明をもらってください。	資格登録証写、対象経費の領収証
事業者申請	研修終了証写 受講申請等を事業者として行ったことが分かる書類（申込書の写し等） 受講料を負担したことが分かる書類（振込明細書等） 補助の対象として申請する全ての経費の領収証、振込明細書等 補助金交付申請対象者名簿（兼勤務証明書）（様式あり）	資格登録証写

申請期限

研修受講又は資格取得した日の属する年度の年度末（3月31日）

※研修受講又は資格取得以降に事業所に勤務され、年度内に3月以上の勤務とならない場合は、事前に御相談ください。

※申請は随時受け付けますが、本補助金に係る当該年度の予算の上限に達した場合は、年度途中で受付けを終了します。

Q&A

Q1 対象となる事業者は？

A1 東近江市内に所在する次の障害福祉サービス等の事業所を運営する事業者となります。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、障害者支援施設、相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児通所支援、障害児相談支援、移動支援事業、日中一時支援事業、障害者入浴サービス事業

Q2 派遣社員は対象となるの？

A2 東近江市内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する事業者には直接雇用されていない場合は対象となりません。

Q3 自主勉強のため書店等で購入した教材本は補助対象経費となるの？

A3 対象経費に含まれません。

Q4 申し込みと受験料支払いは本人が行い、その費用を事業者から本人へ支給している。本人と事業者のどちらからの申請となるのか？

A4 事業者から申請してください。本人支払の領収書に加え、事業者から本人へ費用分を支払ったことが確認できるもの（領収書や給与明細書等）を提出してください。

Q5 受験手数料払込票の写しを取らずに受験申込書に添付して提出しているが、どうすればよいか？

A5 受験要領等、手数料がわかる書類の写しにて受付します。



その他、御質問は下記お問合せ先へお願いします。

申請書は、HP内からダウンロードできます。

お問合せ先

東近江市福祉部障害福祉課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

TEL 0748-24-5640 IP 050-5801-5640 FAX 0748-24-5693

e-mail syogaifu@city.higashiomi.lg.jp